

図書館史研究会事務局

藤野研究室

本号の主な内容

- ・ 名古屋図書館史ノート(3)
 -私立簡易図書館について- 加藤 三郎
- ・ コンピュータ目録と遡及入力 坂川 和彦
- ・ 要望書：文部省生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会
 図書館専門委員会 宛
- ・ 事務局より

名古屋図書館史ノート (3)
 -私立簡易図書館について-

加藤 三郎
 (名古屋市鶴舞中央図書館)

1

近代における名古屋市の図書館のあゆみをたどってみる時、私立図書館の果たしてきた役割は、きわめて大きい。明治時代においては、明治42(1909)年1月、熊本市出身の倉岡勝彦氏(当時・名古屋電気鉄道株式会社支配人)が、「四十万の大都府に一図書館もなきを慨き、社会公共のため、奮然身を挺し」、独力で中区南大津町に名古屋通俗図書館を設立・開館した。この図書館は、有料であったが、1カ月の利用者は約2,500人もあり、広く一般市民に親しまれていた。後に中区池田町に移り、昭和6年頃まで続いた¹⁾。

大正時代に入ると、大正元(1912)年12月23日、私立皇風図書館が中区門前町皇風幼稚園内に、朝倉尚綱氏により設立された。この図書館は、明治45(1912)年5月、日本皇風会総会が皇風幼稚園で開催された時に決定されたものである。朝倉氏の蔵書2,700冊と運営費用1,000円で開館した。当初は門前町万松寺境内にあったが、大正3(1914)年前塚町に移転することになった。

大正2(1913)年1月11日、私立名古屋図書館(教育陳列館を併設)が、名古屋市教育会により鶴舞公園龍ヶ池西畔に設立された(開館式2月2日)。この図書館も有料(図書閲覧料2銭)で、1カ月の利用者は約400~500名(定員20名)であった。ちなみに開館時間は、平日午後1時から午後9時まで、日曜日午前8時から午後5時までで、月曜日は、休館であった。この図書館は、現在の名古屋鶴舞中央図書館の前身である。

さて、本題の簡易図書館であるが、この名称は全国的にみても名古屋市を除いて、その例を見ない²⁾。こういう館名は、まさに名古屋市独自のものといってもよからう。

大正2(1913)年1月1日、本市最初の簡易図書館である八重簡易図書館が、東区八重尋常小学校内に開館した。この図書館は、同校通学区の有志により、発起されたものである。同校校舎の一部を使用しており、夜間も開館していた。

『名古屋新聞』(大正元・11・30)は、「簡易図書館設置 名古屋市東区八重尋常小学校通学区の有志諸氏発起にて、簡易図書館を計画し、目下寄付募集中なるが、来年一月一日より八重学校内に開館する筈、同学区内服部兼三郎氏は、文部省通俗教育委員にて認定されたる書籍約六百冊価格百六十円を寄付せり。因に市当局者は、各小学校とも簡易図書館を開設せん事を望み居る由」と報じている。

八重簡易図書館の設立が、時の名古屋市長も注目するところとなり、簡易図書館の設立を検討し、予算の編成に活かされた。即ち「阪本市長は、簡易通俗なる小図書館を市内数ヶ所に設置する必要を感じ、偶々八重尋常小学校連区の計画せるが如きものと略同様の方法を以て、市立小学校の一室を閲覧室に充て、学校長をして、之を監理せしめ、昼夜公開して卑近なる社会教育に資すべく、先ず明年度に於ては、市内四五ヶ所に設置の筈にて、目下予算編成中なりと云ふ。」(『名古屋新聞』大正元・12・12)というような記事を見ることができる。

この図書館は、大正5(1916)年2月に新築され、同14(1925)年10月東区朝日町へ移転し、増改築された。「間口五間、奥行四間の二階建、普通閲覧室十九坪余、特別閲覧室十二坪余、年経費一二〇〇円、図書購入費五〇〇円余」³⁾という規模で、御大典を記念するものであり、2,000余円が支出された。

同2(1913)年1月19日には、東区葵尋常小学校教育会では、役員会・評議員会を開き、私立葵簡易図書館の運営について、協議を行っている。「名古屋市東区葵尋常小学校内に設置すべき私立簡易図書館は、葵町恒川平一氏自己所有の書籍(価格一千余円)を提供し、且簡易図書購入費並に設置費として、四百円を寄付したるが、準備進捗したれば、十九日同校教育会は、役員会及び評議員会を開き、同図書館経常費其他支出に関する件を協議し次で同図書館の縦覧を為す筈なり。」(『名古屋新聞』大正2・1・17)という記事にも見られるように、地元の熱意を知ることができる。

3月3日には、この図書館の開館式が行われている。「名古屋市東区布池町葵尋常小学校内に開設したる私立葵簡易図書館は、青年と児童と閲覧室を分ち、二ヶ所に於て閲覧せしめ居るが、創立者恒川平一氏が二千余円の所有図書を提供し、且少年図書購入費として四百余円を寄付したれば、葵学校教育会は、過日臨時議員会を開き、今後の経営費並に開館式挙行等に就き協議し、更に(二月)四日夜幹事会を開き、三月三日開館式を挙行する事に決したり、尚市郵商業学校長始め聯区内有志より少年図書の寄贈多しと云ふ。」(『名古屋新聞』大正2・2・7)が、この図書館設立のために当時の同校校長高橋善三郎氏が幹旋の労をとったのである。

社会教育に資するために、「鋭意読書趣味普及に努め」たのであったが就学児童の増加に伴い、図書室を教室として使用しなければならなくなり、授業後や休日に公開しなければならなくなったのである。

名古屋市では、簡易図書館向けの予算を編成していることは、前述の通りであるが、これが具体化し補助を行うことになった。「名古屋市にては大正二年度に於て、葵・八重両尋常小学校内簡易図書館に対し、二百円宛の補助を為すべく提案されたる処、今回愛知郡役所内に設置したる図書館取払いを元熱田町に交渉し来りたるを以て、元熱田町に於て之を引受け、図書館を経営する事と為りたれば、同図書館にも二百円を補助する事と為り、同補助を市会の調査委員会に於て、六百円に増加修正せる筈」（『名古屋新聞』大正2・2・20）になったという。

同2（1913）年6月27日、私立熱田簡易図書館が名古屋市南区熱田白鳥町白鳥尋常高等小学校内に設立された。この図書館は、旧熱田町有力者等の協力により成立したるものにして、永き間、熱田茶話会の名を以て社会教育のために貢献する所ありしも、大正2年6月、時勢の進運に伴い、更に有志者を勧誘し、熱田町有志の醸金3,000円と熱田教育会の出金3,000円とを以て、熱田簡易図書館を創立し、白鳥尋常高等小学校に置くこと⁴⁾になったものである。設立者は岐阜県海津郡高須町出身の堀田幾三郎氏である。堀田氏は、慶応2年の生まれで、明治21年愛知医学専門学校（現在の名古屋大学医学部の前身）を卒業。日清・日露戦争の際は、看護長・軍医として出征した。熱田町会議員・愛知郡会議員・名古屋市市会議員などにも選ばれた。大正2（1913）年12月14日に開館式が行われた。

この図書館の開館式について、『名古屋新聞』（大正2・12・15）は、「白鳥の簡易図書館」と題して次のように報じている。「市内南区熱田白鳥尋常小学校内私立熱田簡易図書館は、十四日開館式を挙行し、市長代理・市視学一谷源八郎氏の式辞、来賓の祝詞、演説あり。最後に館主堀田幾三郎氏一場の挨拶を述べて閉会し、後ち図書館を一覧して、午後三時半散会せり。同館は、明治三十三年十一月熱田教育会の発議にて開設され、其後郡役所に置かれ、或は同区書店尚友堂の二階に移さる等幾多の変遷を見たるが、今回文部省の許可を得、同区内四個の小学校の連区より成れる教育会にて引受け、市教育会より二百円の補助を得、別に同教育会より二百円を支出し、開館することとなり、蔵書三千五百冊、平日は午後三時より同七時まで、日曜は、午前八時より午後四時まで開館すと。」とあるように、熱田簡易図書館は、明治33（1900）年まで遡ることができる。この年には、名古屋市教育会が設立されている。

3

大正3（1914）年11月には、神戸簡易図書館が大正天皇の即位を記念して、南区神戸町神戸尋常小学校内に設立された。また、同校の改築を記念するもので、連区内有志の寄付金と連区教育会からの補助金1,000余円で、児童・青年をはじめ一般公衆の閲覧・利用に供した。

図書は、通俗教育図書・読み物類を主としており、開館当時の図書は、746冊であった。建物は、「図書室二十坪、閲覧室二室四十坪」⁵⁾あったという。

大正4（1915）年4月10日、七町簡易図書館が西区皆戸町七町尋常小学校に御大典記念事業として、設立された。明治45（1912）年の初夏、木挽町の高橋清助氏が教育上、有益な事業に使用してほしいと150円の寄付の申し出をされた。七町小学校では、児童の教科書の補修・修養に資するために図書館の設立を計画していたものである。この図書館の経営には、連区教育会が当たっている。翌4月11日には、同じく御大典記念事業として、私立共立簡易図書館が西区西柳町1丁目共立尋常小学校内に設立された。

当時、簡易図書館とは趣を異にしむしろ、今日の専門図書館の範疇に入る法令文庫が、村木鶴次郎氏が独力で中区正木町に設置・経営されていた。慶応3（1867）年以来、大正に至る五十年間にわたり「帝国政府及び愛知県より発布ありし、万般の法令諸規則は、一の欠漏なく具備せられ在り、且大審院並に行政裁判所の判決例と帝国議會貴衆両院の議事速記録、明治二十三年の第一回より本年（加藤注—大正4年）の第三十六回まで所蔵」^{6）}するなど約4,800冊にも及んでいた。

大正4（1915）年4月御大典奉祝記念としての設立が認められ、4月29日より「社会公衆の利便に供する目的」で広く公開されることになった。

同年6月、植田青年会記念図書館が愛知郡天白村天白尋常小学校（当時—現・天白区天白町）に設立されている。10月には、八重教育会が御大礼記念として、八重簡易図書館の独立建物建築を決めている。「数年前より八重尋常小学校の一部を借受け、図書館を開設し来りしが、縦覧人日々増加し且つ書籍を蔵置する場所も甚だ狭隘を感じ、到底現状にては観覧人を満足せしむる能はざるに至りしを以て、御大礼記念として今回壱千弍円を投じ、二階建洋風図書館一棟、東西五間、南北三間の建物を建築する事とし、落成の上は名古屋市に寄附し、公衆の便に供するよし。」^{7）}というものであり、図書館に寄せる市民の思いの大きさを知ることができる。この図書館は、翌年の2月、東区朝日町3丁目に新築されている。

同4年11月8日、紆余曲折を経て建設が決定された^{8）}名古屋市民待望の市立名古屋図書館の地鎮祭が、鶴舞公園の建設予定地において行われている。

同11月15日には、中区梅園町門前尋常小学校に門前簡易図書館が、設立されている。『名古屋新聞』（大正4・11・14）は、「門前学校に簡易図書館 連区有志の美挙 市立門前尋常小学校連区の有志河野重助、栗田茂兵衛、平林清六、浅見鉦太郎、田島儀兵衛、武田藤三郎、早川徳三郎、田中鉄次郎、後藤利兵衛、松浦弥一の十氏相謀りて、大礼記念の爲め各百円宛を醸出し、合計千円を以て簡易図書館を建設せんと大沢同校長に申出たれば、同校連区なる旭廓の有志者は、進んで図書館新築費を寄附せんとし、茲に連区教育会の事業として、愈よ校内運動場の一隅に四間に四間半の図書館を新築する事となり、十五日午後一時より之が地鎮祭を行ひ、引き続き連区内にて養老盃を拝戴したる。高齢者三十七名を招待して敬老会を開き、全校児童の運動、遊戯を見せて老の目を楽しませ、瓶酒折詰に紅白の餅を贈る由。」とその経緯を報じている。

大正5（1916）年7月、東区筒井町筒井尋常小学校に筒井簡易図書館が設立された。この図書館も「大正天皇御即位記念事業として、筒井学校同窓会が一干余円を投じて、大正五年七月創立せしものにして、初めは筒井学校の一室を

閲覧室に充てたるも、大正八年筒井学校連区教育会組織せられたるに際し、協議の上之が経営を同教育会に移し、大正十三年一月今上陛下の御成婚に当り、奉祝事業として有志の寄附金五千元を以て、建坪十八坪の木造洋式二階建一棟を筒井学校敷地内に新築し、階下を閲覧室に階上を会議室⁹⁾としていた。

昭和と改元されてからは、同3年に中区横三蔵町白川尋常小学校に白川簡易図書館が設立されている¹⁰⁾。

この他、簡易図書館という名称を用いなかったが、同じような活動を行っていた図書館として、大正14(1925)年4月、小林藤吉氏により東区千種町高見に設立された昭和通俗図書館¹¹⁾がある。

4

大正時代における本市の行政区は、東・西・南・中の4区にわけられていたが、各区に簡易図書館が設けられていたことになる。東区には、八重(大正2)・葵(同)・筒井(同5)の3館、西区には、七町(大正4)・共立(同)の2館、南区には、熱田(大正2)・神戸(同3)の2館、中区には、門前(大正4)の1館があり、全部で8館あった。

これらの図書館に共通することは、大正天皇の御大典記念事業であること、連区(学区)が主体となり、小学校に設けられていること、寄附金により建設(設立)され、閲覧は無料である。まさに、市民の手と力により作られた地域図書館であった。行政に頼るのではなく、行政に協力する市民の熱意と行動として高く評価したい。

この8館のうち、長く活動したのは6館であり、統計¹²⁾によってみると、次のようである。

名 称	蔵書冊数	年間閲覧人員	1日平均閲覧人員
八 重	3,653	24,667	71.0
葵	4,803	6,877	30.0
筒 井	2,590	12,774	40.0
熱 田	4,549	11,427	32.0
神 戸	2,571	20,123	56.0

簡易図書館の年間閲覧人員は、大正12年10月に開館した市立名古屋図書館の1カ月の閲覧人員に匹敵するものである。この他に名古屋市内には、公開されている私立図書館があり¹³⁾、それぞれの図書館の利用者数は、非常に多いものであった。

このように、市民の図書館利用の基盤がしっかりしておるため、昭和2年には、「一区一分館」計画が構想されている。近年の名古屋市における「1区1図書館」計画は、決して新しい構想ではないのである。私は、昭和2年の構想を、この計画の原点として位置づけたいと考えている。

『名古屋新聞』（昭和2・12・21）は、これについて「市内の各区に一ヶ所づつ図書館の分館を作る 本館から常に適當の書籍を廻附して 市当局から明年度予算に所要費一万円を要求した 近年一般の読書力の工場に伴ひ、名古屋市立図書館の利用者および閲覧者が逐年急激なる増加を示しているが、市の周囲部における市民は、その位置の関係上図書館に出かけるのを躊躇するむきが少なくないのみならず、図書館は社会教育の見地から一層外的に発展し、真に生きた教育機関として、働かねばならぬので、市当局では図書館の分館を四つ¹⁴⁾ 設ける新規計画をたて、明年度予算に所要費一万円を要求してゐる。分館は、各区ごとに設けるもので、一ヶ所の経費二千五百円づつで、本館からつねに適當の書籍を各分館へそれぞれ廻附して、閲覧に供する。従つて図書購入費にも相當の金を要求してゐる。かうして図書館を民衆大学としての基礎をきづき、漸新的に分館の内容を充実せしめる意向だと当局は、力こぶを入れてゐるやうである。」というように、当時の社会状況をも把握しながら報じていることは、注目に値するのである。

市内各区に一部の連区（学区）においてではあったが、簡易図書館という教育・文化施設が設けられ、名古屋市民の日常生活における教養の場として、多くの市民に親しまれてきたことを知り、さらに今日各地で行われている図書館計画と重ね合わせて見ると、この図書館の存在意義は極めて重要であると言わねばならない。

注

- 1 加藤参郎（筆名）「愛知県図書館史覚書—明治期を中心にして—」『朝日新聞』（名古屋本社）昭和58・2・16（夕刊）
同 「名古屋通俗図書館」研究ノート『郷土文化』第40巻3号 昭和61・3
- 2 文部省普通学務局『図書館一覧 昭和2年4月現在』によって見ても「簡易図書館」という名称は名古屋市以外にはない。
- 3 加藤三郎編著『愛知県図書館史年表資料考説—愛知県における図書館のあゆみ—』中部図書館学会 昭和56・3 43頁
- 4 同 前掲書 48頁, 73頁
- 5 同 同 51頁
- 6 同 同 55頁
- 7 同 同 56頁
- 8 加藤三郎 「名古屋図書館史ノート（2）—市立名古屋図書館の建設案をめぐって—」『図書館史研究会 ニュースレター』第41号 平成2・12・15
- 9 加藤三郎編著 前掲書 60頁
- 10 同 同 80頁

- 11 同 同 70頁
 12 文部省普通学務局 前掲書
 13 同 同 本書に館名が出ているのは、名古屋通俗図書館・皇風図書館・財団法人名古屋公衆図書館・昭和通俗図書館の各私立図書館と市立名古屋図書館の計10館である。
 14 名古屋市の行政区は、当時、東・西・南・中の4区であり、明治41年4月1日創設された。

‡

‡

‡

‡

機関誌『図書館史研究』について

- (1) すでに機関誌代込みの会費を頂いているA会員の方に対して、『図書館史研究』を出版社より直送いたしますのは本年末刊行予定の8号からですのでお含みおきください。この8号については、現在編集委員会の方で作業を進めております。
- (2) 第7号（定価 1,350円：会員特価 1,030円，送料 210円別，直接版元の日外アソシエーツに注文）を購入された方に対して、以下の訂正があります。

飯野洋一氏の論文「安部立郎と川越図書館」の中で、p.35の最終行「…安部の死後も川越図」のあとに「書館を支えていくのであった。館員の養成は川越図書館のため」が脱落しております。ご訂正願います。

- * 図書館情報大学において、長年教鞭をとられていた小野泰博先生が亡くなられて1年が過ぎました。先生の周囲にあった同僚、教え子たちがはかり、先生の御業績のうち、図書館学関係のものを選び『図書館学の源泉：小野泰博図書館学論文集』を編みました。その大半は図書館史関係の論文となっております。余部がまだ若干残っております。ご関心のある向きは、お求めください。図書館協会の委託販売（頒価：¥9,000）ともしておりますが、直接図書館情報大学寺田研究室 にお問いあわせ下さっても結構です。

会 員 消 息

- * 新入会員
- * 異 動
- * 退 会
- * 計 報

小倉 親雄 藤田 善一
 両先生のご冥福をお祈り致します。

坂川 和彦
(株)紀伊国屋書店

1. はじめに

最近の図書館の機械化にはめざましいものがある。1990年4月現在、コンピュータを導入しているのは、大学図書館（短大・高専を含む）1,928館中968館（64.4%）、公共図書館でも1,928館中792館（41.1%）に及んでいる。5年前と比べると、それぞれ510館、498館の増加で、どちらも毎年約100館のペースで増加している¹⁾。筆者の属する紀伊国屋書店情報製作部は、これら機械化図書館に対してコンピュータ目録いわゆるMARCを作成してきたが、これまでに和書、洋書、逐次刊行物合わせて大学図書館、公共図書館、企業等95機関に及んでいる。筆者は現在その中で、早稲田大学中央図書館においてその和書のオンライン蔵書目録の作成（遡及入力）に従事している。その一端を紹介するとともに、目録のコンピュータ化や遡及入力に関して問題と思われるところを述べてみたい。

2. 紀伊国屋書店からみた遡及入力と経緯

図書館の機械化とともに目録のコンピュータ化が行われるのが、普通である。そこで直面するのが遡及入力の問題である。新規受入図書であれば、カードを作成する代わりにコンピュータに入力すればすむ。しかし、それまでに蓄積されてきたカード目録等の紙媒体のデータをどうするかという遡及入力の問題は、ひとつの図書館が自力のみで解決するには多大な労力と費用を要するもので、蔵書が大きければ大きいほど図書館にとっては深刻な問題となる。

そこで、大学図書館へのコンピュータ導入が進みはじめ、コンピュータ目録の需要が増大しつつあった1985年5月、これに対応すべく紀伊国屋書店に情報製作部（当時は課）が設けられ、1986年8月には世界最大の書誌ユーティリティであるOCLCの代理店となった。洋書の方では遡及入力はOCLCを利用すればよいということで、活路が開けてきた。

和書の方は、OCLCに匹敵するような書誌ユーティリティもなく、利用できるのは国立国会図書館から頒布されるJAPAN/MARCと、取次各社から市販されている民間MARCのみである。このうちJAPAN/MARCが1969年受入分からとっとも古くからのデータを収録しており、質的にもよいのでこれを使うことが多かった。しかしその方法は、データベースになっていないので、書名からJP番号を検索できる索引を作成し、JP番号をキーにしてJAPAN/MARCテープからバッチ処理でデータを抜き出すという原始的なものであった。また、書誌データの誤りはデータ抜き出し後修正となるので、元のJAPAN/MARCテープには活かされず、同じ誤りを抜き出す度に修正するという非能率的、非生産的な方法であった。

それでも使えるのは1969年以降のデータでしかなく、それ以前のデータ及び以降でもヒットしなかったデータについては、カード記載の情報をコーディン

グ・シートに転記し、パンチして作成するしかなかった。これらのデータはJAPAN/MARCのJP番号のように統一したキーがなく、一度作ったデータを他に活用することはほとんど不可能であった。もとよりカードからの情報は限られており、顧客によりデータの精粗の差が大きかった。

問題はMARCがオンライン・データベースになっていないことにある。三菱総合研究所のオンライン・データベース・サービスDIALINEにJAPAN/MARCがあるが、検索サービスであって図書館の遡及目録作成に向くものではない。和書の書誌データベース構築がどうしても必要であったが、紀伊國屋書店にはそのもととなる図書も（新刊書は店頭にならべてあるが）、膨大なデータをオンライン・データベースとして管理できるコンピュータももっていなかった。

一方、1985年4月、コンピュータ導入を図った早稲田大学図書館は、データベースとしての『早稲田大学総合目録』を完成させるべく、和書の遡及入力の見直しを行っていた。紀伊國屋書店としては上記の悩みを解消できるまたとない機会であり、具体的かつ将来を見越した案を提出し、他大学との共同作成等複数の案があった中、1988年採用していただくことができた。それは、早稲田大学と紀伊國屋書店の共同事業として和書の遡及入力を行い、ここで作成されたデータは早稲田大学のみならず、紀伊國屋書店を通じて他図書館にも提供していくというものである。

こうして早稲田大学図書館における和書遡及入力は始まった。そして、予定通り他図書館へそのデータは提供されており、1991年10月現在8大学図書館、2公立図書館に及んでいる。

3. 早大における遡及入力の概要

1988年、早稲田大学図書館と紀伊國屋書店合同のワーキング・グループが結成され、仕様等の検討を行った。おもな基本方針としては、①データはJAPAN/MARC準拠とし、これを拡張する、②分類はNDC 8版に統一する、③全件現物に当たって入力する、の3点があげられる。

①については、まずはデータの互換性を保つためである。早稲田大学ではWINEというIBMの総合図書館システムDOBIS/LIBISを自館用に拡張したシステムを使用している。しかし、他図書館へのデータ提供ということを考えると、IBM以外の他メーカーの図書館システムへのデータ互換性が保証されていなければならない、いろいろ問題点は指摘されているものの事実上の日本の標準MARCフォーマットであるJAPAN/MARCフォーマットに準拠することにした。

もうひとつ、JAPAN/MARCが存在している期間のものはこれにヒットさせ、必要に応じて修正を加えていこうという、作業効率からの理由があげられる。そのため、JAPAN/MARCデータ全件をシステムにロードすることになった。JAPAN/MARCを利用していくということから、目録規則の方も『日本目録規則 新版予備版』をもとにした『国立国会図書館「日本目録規則」適用細則 第2版』（1979年）を、オンライン共同目録に適するよう修正を施したものとした。おもな変更点は次のとおりである。

(1) 出版年は、図書の属する版の初刷の年とする（国立国会図書館の適用細則では「その図書に表示されている最新の出版年」）。

(2) 標目を拡充し、副書名、各巻の副書名、副叢書名、出版者名を新たに標目とし、各巻書名、叢書名についても標目とする範囲を拡大する。これにより、JAPAN/MARCフォーマット上には、副書名の読み、各巻の副書名の読み、副叢書名の読み、出版者の読みに各々対応するタグを新設した。

②の分類については、JAPAN/MARCでは1980年の4月にNDC 6版から8版への切り替えが行われており、ある書誌を境としてNDC 6版と8版が混在している結果となっている。本遡及入力ではNDC 8版に統一することにし、6版のヒット書誌には該当する8版の分類を加えることにした。画面上では6版の分類にはプリフィックス「NDC 6 =」がつけられ、ひとめで区別できるようにしている（これでは検索の邪魔になるので、JAPAN/MARCフォーマット上では「(6)」を分類番号の後ろにつけるようにしている）。6版と8版が1対1対応のものについては機械変換も行った。件名はJAPAN/MARCに合わせて『国立国会図書館件名標目表 第4版』を用いている。

③については、JAPAN/MARCにヒットしないものはオリジナル入力しなければならず、ヒット分でも上記のような修正をおこなうからである。早稲田大学図書館としては目録の再作成となるが、他にさきがけて遡及入力を行うものが避けて通れないところである。しかし、書架から短期間とはいえ一定の量の図書が消えるわけで、利用者には迷惑をかけることになる。利用者も含めた多くの人々の協力によってこの事業は成り立っているといえる。

入力対象となるのは、早稲田大学中央図書館蔵和漢書で、システム化が行われた1985年より前に受け入れた約74万冊の内、貴重書、別置和装本、中国語図書、朝鮮語図書を除く約52万冊である。これを以下のように5つのグループに分けて遡及していくことにした。

- (1) 昭和44年～59年受入図書（JAPAN/MARCの存在）
- (2) 昭和23年～43年受入図書
- (3) 昭和元年～22年受入図書
- (4) 大正期受入図書
- (5) 明治期受入図書

人員は、早稲田大学図書館側4名、紀伊國屋書店側約25名で、紀伊國屋側で入力、一度点検後、早稲田側で再点検を行うという体制をとっている。1989年2月より4年計画で入力を開始しており、1990年6月に上記(1)を終了、1991年10月現在、上記(2)の終盤にさしかかっており（年内終了予定）、入力件数は約26万件に達している。途中、新図書館開館に向けて学部学生用一般図書約6万冊の入力も、何度かに分けて行った。当初の予定からはかなり遅れているが、これはオリジナルで1日600冊入力できるという前提の計画であったためであり、実際は分野により増減があるが、平均すると1日に入力できているのは約400冊である。

4. 遡及入力の実際と問題点

早稲田大学の遡及入力であるが、共同目録を目指し汎用性のあるデータ作成に努めている。そのため、ヒット基準は全項目一致を原則としているが、出版年は初刷年をとることにし、似たような書誌を多く作らないようにしている。しかし、遡及も古い方へ遡っていくにしたがって、書誌をひとつとするか分けるかの判断の難しいものが多く出てくる。

刷が異なるとページ数が違ってくることもある。たとえば巻末に年表がある場合等で、増刷の方はそれまでの出来事を加えたりしてページが増えることがある（逆に余分なことを削って減ることもある）。版表示はない。こういった場合には、初刷の情報で書誌を作成することを原則とし、2刷以降の違いはローカルデータに注記することになっている。

初刷と2刷で出版者が異なるようなこともある。しかも2刷の奥付の出版年表示は、前の出版者の初刷表示をそのまま使い、出版者が変わったことは明記されていないのである。実際は出版者名のみが変わったためと思われるが、いずれにせよ出版者表示が異なれば書誌を別にしなければならない。この場合初刷本と2刷本が複本としてあったからよかったものの、2刷本しかなかった場合は2刷の出版者で初刷として書誌を作成してしまうことになる。このことは前記のページ数についてもいえることで、初刷原則といいながら、実際に初刷本からデータが得られないときは、誤りをおかしている可能性があるということである。

図書の出版年表示もかなりあやしい。初刷本の出版年月表示と、2刷以降の本の初刷年月表示が異なることも少なくない。初刷原則にしたがって初刷本の方の表示を採用することになっているが、出版者の方でも刷や出版年といった情報の管理がずさんなようである。初刷は普通の単行書であったのが、途中の刷から叢書の一冊に加えられるという図書がある。これも初刷表示は叢書に含まれていなかった初刷のままを使用していることが多い。しかし、叢書の有無は書誌としての違いとしては大きいので、叢書に含まれることになった刷と年月（これをこの図書の初刷と考える方が妥当であろう）を出版者に問い合わせることになる。しかし「わからない」という返答が多いのである。

初刷原則からはずれるのがISBNである。ISBNは1981年以降刊行の図書につけられている。ISBNを採用している出版者の図書は、初刷のときについてなくても1981年以降に増刷されたものにはつくことになる。実際に新図書館開館時に拡充するため追加購入された学部学生用一般図書は、それまでに入力したものと複本が多く、しかも最新の刷の図書のためISBNがついているものが多かった。ISBNの有無だけで書誌を別にすることは避けたかったし、ISBNも必要な情報だということで、初刷の書誌にそのまま追加することにした。複本により後からつけられたISBNが判明した書誌のみISBNをもち、現在ISBNをもつ図書の書誌の多くがこれをもたないままになっているのは、全体のバランスを考えると統一性に欠けるが、どうしようもない問題である。共同目録としてデータを開放し、順次付加していくしか解決の方法はないであろう。

著者名標目にも苦勞が多い。JAPAN/MARCを使用していることから、『国立国会図書館著者名典拠録』およびその「追録」を筆頭に各種レファレン

スを調査して読みをつけている。しかし、古い図書や地方出版物等には何を調べてもその著者の読みがわからないということがある。そのときは、妥当と思われる読みの後に典拠がないという印「※」をつけている。

『国立国会図書館著者名典拠録』を基本としているが、適宜修正を加えている。国立国会図書館には本名を優先させる傾向があるようにみられるが、号名等の方がふさわしいと判断できるときは修正している。また、読みが図書の表示や他のレファレンスと異なっているものも多い。「柄谷行人」,「西村寿行」,「横溝正史」の名の読みがそれぞれ「ユキト」,「トシユキ」,「マサシ」(本名は「まさし」)になっており、「コウジン」,「ジュコウ」,「セイシ」に修正して使っている。しかし、図書の表示と違っているからといって、民俗学者の「柳田国男」が親族からの申し出によって「ヤナギダ」から「ヤナギタ」に変更となったというから油断できない²⁾。これらは「～著作集」,「～全集」といった書名にも影響を及ぼすので注意しなければならない。

著者名標目は、著者表示をしたものはすべて標目とすることを原則としている。『日本目録規則 新版予備版』をもとにした国立国会図書館の適用細則にしたがうと、ひとつの役割に対して2つの名称しか標目にならないことになる。一方でJAPAN/MARCには『日本目録規則 1965年版』にしたがった書誌もあり、3つの名称まで著者表示され標目化されているものもある。JAPAN/MARCの書誌全体のバランスを考慮して適用細則にしたがってしまったが、最新の『日本目録規則 1987年版』では別法として著者表示の数を書誌的記録作成機関が定めてよいとしているし、目録をコンピュータ化する以上標目の数は多い方がよく、支障もないので、やはり3の名称までは著者表示するようにしたほうがよかったと思っている。なお、国立国会図書館では文庫本等簡易整理とするものは著者名標目を限定しているので、現状でも標目の拡大にはなっていない。

書名でも文学作品はその読みが問題となる。例えば夏目漱石の『硝子戸の中』は、JAPAN/MARCでも「ガラスドノウチ」と「ガラスドノナカ」両方存在する。調べてみると「ウチ」は岩波文庫第58刷改版(1990年4月刊)で、奥付と「硝子戸の中から外を見渡すと」で始まる冒頭部に「ウチ」とルビがふってあった。一方「ナカ」は日本近代文学館から出ている、岩波書店大正4年刊の複製(1976年6月刊)で、巻頭の書名表示および冒頭部には「ナカ」とルビがふってある。「ウチ」か「ナカ」かは漱石研究者の間でも議論のあるところであり、『日本目録規則 新版予備版』にも国立国会図書館の適用細則にも統一書名の定めがないので、このへんが妥当なところかもしれない。これにあわせて、新潮文庫のもの(1968年9月26刷改版、現物は1989年12月69刷)は「ウチ」と、岩波書店からの36版(1924年刊)は「ナカ」と読みを付した。

ほかにも歌集等の書名の読みは、ルビがふってなくて苦労することがある。たとえば「女」は「オンナ」か「ヒト」か「メ」かそれとも……といったぐあいである。歌集の書名は、作品中にあらわれていることが多いので、一首ずつあたっていくことになる。

5. コンピュータ目録における日本語処理

コンピュータ上に目録を作成する以上、コンピュータの方からそれまでにはなかった制限を受けることになる。また利用するのも端末機（パソコン）を通じてということになる。このことは、これまでの目録作法とは異なった新しい作り方が要求されるとうことを意味しないか。遡及に限った話ではないが、遡及入力として大量の目録を端末機からオンラインで作成した経験から感じた、コンピュータ目録における日本語の処理についてのべたい。

まず文字である。コンピュータを使うことによる制限は大きい。目録規則では記述は「転記の原則」が重視されてきており、最新の『日本目録規則 1987版』でも 1.0.5.1で「資料を記述するとき、つぎの書誌的事項は、原則として記述対象資料に表示されているままに記録する」とされ、タイトルと責任表示、版、出版等、シリーズの4つに関する事項があげられている。また、1.0.5.3には「漢字は、原則として規定の情報源に使用されている字体で記録する」とあり、別法として「漢字が常用漢字表にあるときは、常用漢字表の字体とする」としている。しかしコンピュータで表現できる漢字は、J I Sが定めた第1水準 2,695字と第2水準 3,388字、計 6,353字である。この他にメーカー独自に追加している文字もある³⁾。

本遡及入力では、常用漢字表による字体を用いることを原則として、実際の採用は第1水準優先として、第2水準の旧字は使用せず第1水準の新字の方に行っている。ただし、第1水準で常用漢字表に新旧両方がある「竜」と「龍」，“滝”と“瀧”，“灯”と“燈”は使い分けている。俗字、別字も“館”→“館”，“寶”→“宝”のようになるべく第1水準の新字を使用するようにしている。これは国立国会図書館の適用細則に「原則として当用漢字表等による字体で記載する」とあることや、『JAPAN/MARCマニュアル 第3版』に「J I S漢字コード表の第1水準を最優先に採用する」とあることから決めたものである。「転記の原則」からはかなり遠ざかっているというのが現状である。入力不可能な文字は、【マルヒ】のように【 】にその読みをカタカナで入力するようにしている。

著者名標目でも原則としてこの規則にしたがっている。国立国会図書館では、個人名の俗字や別字を置き換えることに抵抗があったようであるが、最近ではかなり第1水準文字を使用しているようである^{4) 5)}。「芥川龍之介」の「龍」の字であるが、『国立国会図書館著者名典拠録』では「竜」であったのを、上記原則にしたがって「龍」に変更して使っている。他のレファレンスでも圧倒的に「龍」としているものが多い。ところが最新の岩波文庫では、「竜」を使っている（『蜘蛛の糸・杜子春・トロッコ他十七編』1990年8月刊）。

漢字は簡略な方を使用するというのが世の中の趨勢であろうか。1983年にJ I Sの改訂があったが、より簡略な字体に変更になっているようである。こういった変化に目録の世界も無縁ではいられない。日本語だけでなく、中国語、朝鮮語あるいはペルシア語等多言語に対応することもせまられてくる。今後はJ I Sのような標準コードに対しては、ただしたがうだけではなく、その制定、改訂に積極的にかかわっていく必要があると思われる。

もうひとつ、読みの与え方についてもこれまでとは違った考え方が必要になるだろう。従来のトレーシングはどちらかというと排列のためにあるもので、利用

者はその排列にしたがってカードを手繰る必要があった。しかし、コンピュータ目録では、利用者は端末のキーボードから直接検索語を打って検索することになる。このことを考慮すると、読みを表音式でつける方式は改める時期にきていると思われる。

「ヂ」、「ヅ」は「ジ」、「ズ」と表記することになっているが、たとえば、利用者は「貝塚」に対して「カイズカ」とキーボードから入力するだろうか。普及のいちじるしいワープロでは「かいづか」と入力しないと「貝塚」に変換されないのである。利用者教育を適切におこなえばよいという意見もありそうだが、ワープロやパソコンの普及率を考えると、図書館のみで違った方法を強いるのは利用者無視といえよう。

数字やアルファベットの読みについても、カナ読みを与えるのではなく英数字そのままの方がよいのではないか。その方が読みの統一が図れるし、キーボードからの入力も楽である。英数字の読みはばらつきがやすい。「シ」と「ヨン」、「シチ」と「ナナ」、「ク」と「キュウ」等複数の読みが存在する。また、「十」の促音便は「ジッ」が正しく「20世紀」は「ニジッセイキ」であるが、これを正しく発音している人はどのくらいいるだろうか（ちなみに「19世紀」はJAPAN/MARCでは「ジュウクセイキ」である）。

「CAD (Computer Aided Design)」は普通「キャド」と呼ばれているが、JAPAN/MARCでは「シーエイディー」である。コンピュータ関連のことばは、製品名を含めて、統一されていないものや実際に使われているものとはかけ離れているものが多い。これらのことは英数字のよみをそのままとすれば解決するのである。

JAPAN/MARCも、昭和23年～昭和43年受入分の遡及入力では、自動カナフリ処理の採用により、回次・年次等や順序数および助数詞を付して数量を表している場合は、読みはアラビア数字に統一するとしている⁶⁾。なお、本遡及入力では従来のJAPAN/MARCに合わせて、表音式で読みを付し英数字もカナ読みしている。

カナ表記される外来語や、外国の地名、人名等については、読みは統一表記が必要である。たとえば本遡及入力でも、「ソビエト」は他に「ソヴィエト」、「ソヴィエト」、「ソヴェト」、「ソヴェト」という記述があり、読みもそのままの表記としている。この内文字の大小はコンピュータ内部の処理で同一化できるが、「ヒ」と「ウ」の違いは無視できないくらい大きい。原綴形表示とともに参照付けを行った典拠ファイルを作成する必要がある。

図書館の機械化は論じられても、コンピュータ目録における日本語処理が問題にされることはほとんどないようである⁷⁾。そして、実際の運用はカード目録等の紙媒体での方式をそのまま続けているようである。電子化された目録の作成も前提としているという『日本目録規則 1987年版』でも、標目の規定は従来とほとんど変わるところはない。目録はオンライン・データベースとして広く（館外にも）活用されるべきもの、そしてそこでは、端末機からカナで検索して漢字で情報を得られる、ということをも前提として目録を考えなおすべき時期にきていると思われる。

5. おわりに

今後も多くの図書館が機械化されていくだろう。情報の収集・提供の場である図書館には、目録という観点だけからみてもコンピュータは最適の道具であるといえる。しかしそれも、全蔵書の目録がデータベースになって利用者に提供されてのことであって、機械化する以上遡及入力が進められなければならない。

遡及入力は件数的に大きなものになるため、その後の目録の方向性に強い影響をもつことになる。図書そのものは古くても、その2次情報たる目録は最新の器に入れるのであるから、その方法は安易に従来通りとするのではなく、慎重な検討が必要となろう。そこで最重要視されなければならないのは、どう利用されるかという利用者側からの視点であろう。高度情報化社会といわれるように、コンピュータの導入はあらゆる分野で進展しているのであり、図書館独自の方法を強いるのはさけるべきと考える。

注)

- 1) 日本図書館協会図書館調査委員会編『日本の図書館1990』日本図書館協会 1990.11
- 2) 印刷カード通信 No.62 国立国会図書館 1984.8
- 3) メーカー独自の追加文字を使用することは、共同目録形成のうえではこのましくない。現実に本遡及入力でも早稲田大学の目録作成である以上、IBM追加文字を使用せざるをえないが、これらの文字はJAPAN/MARCフォーマットに変換すると化け文字になってしまう。
- 4) 野村文保、丸山昭二郎「典拠ファイルと目録の機械化」国立国会図書館月報 No.221, P.2-11 1979.8
- 5) 全国書誌通信 No.78 国立国会図書館 1991.5
- 6) 石川史士「和図書データの遡及入力計画」国立国会図書館月報 No.334, p.6-13 1989.1
- 7) コンピュータ目録における日本語処理の問題について包括的にのべたものに以下がある。
小田泰正「情報管理と日本語」図書館界 Vol.40, No.3, p.136-142 1988.9

事務局より

文部省が現在行っております、省令科目の見直しに関連して、「図書館史」が司書講習の教科目（大学・短大の司書課程はこれに準拠しています）から姿を消しかねない状況にあります。先般も、会員の皆様の署名ご協力を得て、文部大臣宛要望を出しましたが、まだ満足できる結果を得ておりません。

このような事情にかんがみ、先日、再度運営委員会を開き、次頁以下に掲げた要望書を文部省生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会図書館専門委員会あて提出いたしました。

平成3年11月5日

文部省生涯学習審議会
社会教育分科審議会施設部会
図書館専門委員会 御中

拝啓、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

扱て、貴委員会でご検討中の司書講習省令科目改正案に関して、私たち図書館史研究会では、図書館史の削除はきわめて重大な事態であると認識し、先に本年6月4日付けで文部大臣宛てに要望書を提出致しました。しかし、その後の経過において、貴委員会におかせられましては図書館史の科目の重要性についてまだ十分な合意がないかに伺っております。委員のなかには「図書館史といえば、西欧についてはアレキサンドリアの図書館から、わが国の場合では石上宅嗣の芸亭から説きおこし、所謂図書館という建物の施設を時代を追って羅列的に説明するだけの科目ではないか」との意見があるとも伺っております。しかし、現在の図書館史教育は図書館事象を編年体的に単に説明するだけの科目ではありません。しからば何をどのように教えているのか、この点につきまして、先の要望書では不明確なところもありますので、今回、科目の概要及び科目内容を示し、併せて私たち研究会の見解を述べ、委員の皆様のご理解を得、再度ご検討下さるよう重ねてお願い申し上げます。

科目名称	図書館史
科目の位置付け	図書館特講
概要	図書館を社会的現象として把握し、住民の暮らしとの関わりにおいて、図書館の社会的機能の変遷や図書館及び図書館員の在り方について歴史的に検証し、今後の図書館活動の指針に資する。
科目内容	<ul style="list-style-type: none">・図書館思想の変遷・近代公共図書館の成立と発展・公教育と図書館・専門職員及び職能団体の成立と発展・図書館サービスの諸形態の展開・読書の歴史と図書館利用者の変化・戦前・戦後の図書館の役割

「司書講習科目としての図書館史の必要性についての
図書館史研究会の見解」

私たちが司書講習科目として図書館史が必要であるとみなすのは、図書館史が公共図書館職員養成上、必要欠くべからざるものと考えからであります。図書館史の科目は、図書館という社会的現象の意味を考えさせ、過去の検討を行い、現在の図書館の在り方を考える視点を提供する科目で

あること、さらには図書館全体の活動の検討を行い、時代の大きな流れのなかで図書館の全体評価を問う科目であるからであります。こうした歴史の認識を欠き、現在の技術面だけに絞って教えることは図書館の理解にあたって弊害をもたらすおそれがあります。さらには、職員の技術教育は司書講習終了後も、職域においてさらに再教育されるべきであり、また再教育が可能です。図書館についての考え方、歴史を踏まえた堅実な見方というものは、職域においても研修その他においても教えることが難しく、司書養成教育の場を除いてほかにその機会が得られないからであります。

<図書館史教育の目的>

図書館史の教育は、現代にあって図書館司書が当面している問題を理解し、解決して、未来にむけての態度を決めてゆくために存在します。我が国では、西欧近代の図書館活動をモデルとして受容しながら図書館が経営されてきました。特に、市民の利用のための図書館を考える場合、図書館の施設、資料を管理する図書館員、また参考調査の援助をおこなう図書館員にあっては、図書館員の成り立ちを理解しておく必要があります。例えば、学術図書館では主題知識がなによりも優先されるのに対して、市民図書館においては、資料をいかに使いやすくしておくか、いかに利用者個人の知識要求に応えるかなど、サービス面の管理運営の技術がより重要になります。そして、これら図書館の管理方式は、主に欧米近代に登場し、発達した「市民の読書の間」としての図書館から学び、取り入れ、それを発展させてきたものであります。したがって、それがいかに先人の試行錯誤と努力のうえに成り立っているか、現在の姿の図書館がいかに発生し、どのような過程を経て形成されてきたかを理解することが不可欠であります。それを知らなければ、図書館の現在の問題を改善することもできないであります。

<図書館史教育の意義>

図書館史教育の提供するものはまず、現在の図書館を理解するために欠かせない過去への視点であり、さらに図書館の全体評価の視点であります。

図書館はもともと知的再生産の場所であり、知識を収集し、蓄積し、そして再生産するシステムであり、近代の公共図書館は民主主義の制度のなかで生まれ、市民に開かれた読書の間を提供し、その結果、知的再生産のメカニズムと市民の知識獲得の場が組みあわされて、市民レベルでの知識の再生産システムが可能になり、民主主義が確固たる基礎を固め、国力が増進し、これによって西欧諸国は先進的な地位を保ち得たのであります。我が国の図書館も、明治以降、知識の普及のために、学校教育と並んで、市民に開かれた読書の間を提供する努力をしてきました。

しかし、率直に言って、戦前の図書館活動は無力であったとの反省があります。こうした戦前の反省の上に、戦後の図書館の歴史が展開されてきました。それだけに、図書館が国民にとって何故必要なのか、図書館機能がどのようにして発展し、分化してきたのか、サービスの原点をどこにお

くべきか、こういった原理や原点の理解、そして発展の過程の理解が必要であります。したがって、過去に遡り、我が国の過去の反省と欧米の歴史上で現れてきた原点への照射は、図書館員にとって本質的な課題であると考えます。私たちはこれら過去の問題を検討せずして、現在も未来もあり得ないと考えています。特に現代のような大きな時代の曲がり角にあっては、過去を見つめながら将来を展望する視点がいよいよ必要であると考えられます。過去を見つめる視点は現在公共図書館に勤務する職員にとって必要不可欠であると考えます。すでに百年以上の歴史をもつ日本の公共図書館の過去についての知識をもたない図書館員が、専門的職員として認知されてもいいものでしょうか。

図書館史は過去への視点を提供するだけではありません。図書館史は、目録、分類、資料選択、図書館サービスなど、図書館業務のそれぞれの分野で教育されればよい、とする見解も確かにあります。しかし、図書館が社会においてどのような意味を持ち、どのような役割を果たしてきたかは、個別業務の歴史では論じきれません。そして実は、こうした図書館の全体的評価こそが、図書館員に課せられた最も重要な研究課題なのであります。個々の業務やサービスから利用者は様々な利益を受けていますが、これらが全体としての評価につながるころに、図書館の存在理由が明らかになります。個別業務史においていかに詳細に歴史を評価しても、図書館全体の存在理由や役割の評価が行われなければ、それは樹を見て森を見ない評価に過ぎず、こうした歴史観からは未来の図書館像への賢明な洞察が生まれることは、まず期待できないであります。

<図書館史の教育方法>

図書館史教育が事実の列挙であり、無味乾燥なものだとの批判があることはよく承知していますが、私たちはむしろ現在及び将来の図書館を考えるための生きた歴史を教えたいと思っています。歴史の切り口は、具体的な内容、また方法や観点など様々な面から提示することが可能であります。私たち図書館史研究会はこれまでに、『「開かれた図書館」づくりの系譜を考える』（1984）、『図書館における近代とは』（1985）、『図書館思想の受容』（1986）、『戦争と図書館』（1991）等をテーマに研究セミナーを開催してきました。こうした公共図書館史上の重要な問題について、それに関与した図書館員とその思想、図書館活動の在り方、及び図書館が社会のなかで果たした役割を立体的に理解させるよう指導したいと考えています。

最後に、本年第77回全国図書館（徳島）大会の総会決議にもみられますように、この省令科目が大学等での司書課程に波及し、さらに大学図書館職員の養成にも影響する問題であるという点に関しても、貴委員会の十分な配慮を切にお願い致します。

図書館史研究会